

監事監査報告書

令和6年5月31日

学校法人 日本体育大学
理事会・評議員会 御中

学校法人日本体育大学

監事 比留間 進



監事 小池啓三郎



私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人日本体育大学寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人日本体育大学の法人事務局をはじめ、日本体育大学、日本体育大学荏原高等学校、日本体育大学桜華中学・高等学校、日本体育大学柏高等学校、浜松日体中学・高等学校、日本体育大学附属高等支援学校、日体幼稚園、日本体育大学医療専門学校の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の学校法人の業務ならびに財産の状況について監査を行いました。

その結果について下記の通り報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、また、法人の役員、各教学部門の責任者、関係部局の担当職員から業務の報告を受け、重要な書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類の確認、財務状況の調査など、必要な監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

学校法人日本体育大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書および貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表および基本金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、適法かつ正確に財産状況を示しており、業務または財産に関し不正の行為、または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上